

会津若松市市民協働プラザ利用団体認定基準

令和8年3月31日 決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、会津若松市市民協働プラザの登録に関する規程（令和8年3月31日決裁）第3条の規定に基づき、市民協働プラザの利用団体の認定基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民協働プラザ利用団体)

第2条 市民協働プラザ利用団体の認定基準は、次のいずれにも該当する団体を標準とする。

- (1) 「会津若松市市民協働推進指針（平成26年4月策定）」を踏まえ、本市のまちづくりや市民のための公益的な活動を継続的、組織的に行う団体（市民公益活動団体）であること。なお、公益的な活動とは別表に示す活動をいう。
- (2) 団体の構成人員が5人以上で、原則として構成員の2分の1以上が本市に住所を有しているか又は通勤若しくは通学していること。
- (3) 本市を主たる活動地域としていること。
- (4) 団体の組織及び活動のための規約、会計機構、事業計画書及び事業報告書、名簿等を有していること。
- (5) 入退会に制限がなく、市民に開かれた活動を行っていること。
- (6) 営利を主目的とするものや、特定の政治団体・宗教及び教義の普及に関わる活動を行っていないこと。
- (7) 会員の親睦、個人の資質向上のための活動を主目的としていないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員などの統制下でないこと。
- (9) 会津若松市民協働プラザの管理及び利用に関する要綱を遵守するとともに、施設の円滑な運営に協力すること。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市民公益活動の分類	
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前に掲げる活動に準ずる活動として市長が特に認める活動